

公 告

岩美町中央公民館（仮称）建設設計業務について、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行うため、次のとおり公告する。

平成28年9月14日

岩美町長 榎本 武利



1 業務の概要

- (1) 業務名 岩美町中央公民館（仮称）建設設計業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容 岩美町中央公民館（仮称）建設に係る設計業務を委託するもので、内容の詳細は、「岩美町中央公民館（仮称）建設設計業務仕様書」による。
- (3) 履行期間 契約日の翌日から平成29年7月28日まで
- (4) 業務規模 延べ床面積 2,900㎡程度
- (5) 概算工事費 約1,200,000,000円
(消費税及び地方消費税を含む、詳細は岩美町中央公民館（仮称）建設基本構想・基本計画（以下「基本構想・基本計画」という。）による。)
- (6) 計画概要 基本構想・基本計画による。
- (7) 業務に要する予算の上限額
54,110,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加要件

- (1) 次に掲げる事項を全て満たす者であること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
 - イ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を有する者であること。
 - ウ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者を4名以上有し、いずれかの一級建築士の資格を有する者を本業務に配置することができること。
 - エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続(更生手続開始申立て以後の手続をいう。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続(再生手続開始の申立て以後の手続をいう。)が行われた者でないこと。
 - オ 公告の前日において、岩美町の平成28年度建設入札参加有資格者名簿に登載されている者で、公告日から契約の締結日までの間のいずれかの日においても、岩美町指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - カ 本業務に配置予定の管理技術者が、平成13年度以降に、日本国内において、平成21年国土交通省告示第15号別添二第十二号に該当する建築物の新築に係る基本設計又は実施設計業務の実績を有し、公告日現在において当該設計業務が完了していること。
- (2) 参加制限等
 - ア 本プロポーザルへの参加表明は、1者単独とし、共同企業体での参加は認めない。
 - イ 参加1者につき、参加表明及び技術提案等は1件とし、重複参加は認めない。
 - ウ 参加表明者又は協力事務所は、他の参加表明者又は協力事務所になれない。

エ 岩美町中央公民館（仮称）建設設計者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他営利組織及び当該組織に所属する企業の参加は認めない。

3 審査方法等

(1) 審査は、審査委員会が実施する。

(2) 審査委員会の構成

学識経験者	1名
専門的知識を有する者	2名
利用者等	2名
行政関係者（町）	1名

(3) 参加表明書等の審査

岩美町中央公民館（仮称）建設設計業務プロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）による参加表明書等を提出した者について、参加要件について審査し、実施要項による技術提案書等の提出をすることができる者を選定する。

(4) 技術提案書の評価

参加表明書等の審査で選定された者に実施要項による技術提案書の提出を求め、プレゼンテーション及びヒアリングを踏まえ実施要項による評価点が60点を超える者のうち、最も高い評価点を得た者を最も適切な技術提案者として選定する。

選定結果は、書面により行い、審査の経緯及び選定結果についての異議の申し立ては受け付けない。

4 手続き等

(1) 事務局（書類の提出及び問合せ先）

〒681-8501

鳥取県岩美郡岩美町浦富675番地1

岩美町教育委員会事務局社会教育係

Tel (0857) 73-1302

Fax (0857) 73-1569

E-mail kyouiku@iwami.gr.jp

(2) 実施要項等の配布

実施要項は、岩美町公式ウェブサイト (<http://www.iwami.gr.jp/>) から入手するものとする。ただし、これによりがたい場合は、次により直接交付する。

ア 期間 平成28年9月14日（水）から同月28日（水）まで

*ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

イ 時間 午前9時から午後5時まで

ウ 場所 事務局

(3) 参加表明書等の作成

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定める書類を作成し提出すること。なお、本プロポーザルは、基本構想・基本計画を基本として、設計方針等について提案を求めるものであり、コンペ方式のように設計案そのものを選定するものではないので、本業務の契約後は、委託者と受託者との協議のうえ、業務を行うことに留意し、参加表明すること。

ア 参加表明書

イ 技術者の保有状況

- ウ 業務実施体制
- エ 管理技術者の業務実績書
- オ 協力事務所の名称等

(4) 参加表明書等の提出

本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、実施要項に基づく参加表明書等を作成し、持参により提出すること。なお、郵送等による提出は認めない。

ア 期間 平成28年9月14日(水)から同月28日(水)まで
*ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

イ 時間 午前9時から午後5時まで

ウ 場所 事務局

エ 提出部数 実施要項による

オ 審査結果「2 参加要件」に掲げる事項について審査し、平成28年9月30日(金)までに参加表明書等の提出者へ通知する。

(5) 技術提案書等の作成

本業務に係る技術提案書等の提出者は、次に定める書類を作成し提出すること。

ア 提出書

イ 技術提案書

下記の提案1から4についての提案を実施要項に基づき提案毎に1枚以内で記載し、提出すること。提出は、技術提案者1者につき各1提案のみとする。

提案1 複合施設における公民館機能・図書館機能の連携及び共用スペースの有効活用化、誰もが気軽に集い利用しやすい施設とするための提案。

提案2 敷地の効果的な利用の手法及び省エネルギー設備の利用などによる環境や施設周辺への配慮に関する提案。

提案3 図書館機能について、学習や研究だけでなく、身近でくつろぐことができ、様々な世代や人と本を通じて交流できる手法に関する提案。

提案4 建設費及び維持管理費のコスト縮減に関する提案。

(6) 技術提案書等の提出

提出書及び技術提案書を作成し、持参により提出すること。なお、郵送等による提出は認めない。

ア 期間 平成28年10月3日(月)から同月17日(月)まで
*ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

イ 時間 午前9時から午後5時まで

ウ 場所 事務局

エ 提出部数 実施要項による

5 技術提案に対するヒアリングについて

(1) ヒアリングの予定

平成28年10月22日(土)

(2) ヒアリングの実施場所

岩美町役場

6 業務委託契約

最も適切な技術提案書を選定し、当該技術提案書を提出した者と契約交渉を行う。

7 質問受付

- (1) 期間 平成28年9月14日(水)から同月20日(火)まで
*ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- (2) 時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 場所 事務局
- (4) 方法 実施要項による
- (5) 質問に関する回答
平成28年9月26日(月)までに質問者に対して電子メールで行うほか、岩美町公式ウェブサイト内において公表する。

8 その他

- (1) 技術提案書等の作成及び提出に要する費用は参加者の負担とする。
- (2) 技術提案書等の提出期間後における提出及び技術提案書等の提出後の修正、変更、再提出及び差し替えは認めない。
- (3) 詳細は、実施要項による。